

事業主の皆さんへ

個人住民税の特別徴収をお願いします

京都府内全市町村と京都府では、
個人住民税の特別徴収を推進しています

個人住民税は、個人市町村民税および府民税を合わせたもので、1月1日現在で従業員等が居住する市町村で徴収されます。徴収方法のうち、給与支払者が所得税の源泉徴収と同様に従業員等に支払う毎月の給与から個人住民税を差し引き、市町村に納入する特別徴収制度があります。

個人住民税は、個人市町村民税および府民税を合わせたもので、1月1日現在で従業員等が居住する市町村で徴収されます。徴収方法のうち、給与支払者が所得税の源泉徴収と同様に従業員等に支払う毎月の給与から個人住民税を差し引き、市町村に納入する特別徴収制度があります。

個人住民税は、個人市町村民税および府民税を合わせたもので、1月1日現在で従業員等が居住する市町村で徴収されます。徴収方法のうち、給与支払者が所得税の源泉徴収と同様に従業員等に支払う毎月の給与から個人住民税を差し引き、市町村に納入する特別徴収制度があります。

個人住民税は、個人市町村民税および府民税を合わせたもので、1月1日現在で従業員等が居住する市町村で徴収されます。徴収方法のうち、給与支払者が所得税の源泉徴収と同様に従業員等に支払う毎月の給与から個人住民税を差し引き、市町村に納入する特別徴収制度があります。

特別徴収のメリット

より1回あたりの負担額が少なくなります。
手続き等

住宅のバリアフリー改修工事で固定資産税を減額

バリアフリー改修工事を実施した場合、工事完了の翌年度の固定資産税を、1戸当たり100坪を限度に3分の1減額します。

減額の要件

新築した日から10年以上経過し、次の①～③のいずれかの人々が居住する住宅（賃貸住宅を除く。改修後床面積50坪以上280坪以下）であること

申請手続

①65歳以上の人（改修工事が完了した翌年1月1日現在）
②要介護認定または要支援認定を受けている人③障がいのある人

申請手續

改修工事完了後3カ月以内に工事内容・費用がわかる書類（工事明細書や工事箇所の写真等）と居住要件を満たすことを

証明書類

証明する書類等を添えて申請してください（必要に応じ、現地確認を行います）。※申請書にマイナンバーの記載が必要となるため、マイナンバーと本人確認ができる書類を提示してください。郵送の場合は写しを添付してください。

※過去にこの減額を受けたことがある場合、または住宅耐震改修が受けている場合は適用できません。また、工事内容によっては、他の制度を利用できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

市税・国民健康保険料等の納付は便利な口座振替のご利用を！

市・府民税（第4期分）、国民健康保険料（第7期分）の納期限は12月28日（火）です。納期限までに市税取扱金融機関、コンビニ、スマホ決済（PayPay、LINE Pay）、市役所で納付してください。

なお、前年度に申告された人には、同機構から12月中旬に申告案内ハガキまたは申告書などが郵送されます。

※同機構に一括で提出される場合は、同機構から12月中に申告書は償却資産が所

在する市町村ごとに分けて作成して下さい。

※電子申告（eLTAX）で申告される人は、償却資産の所在する市町村へ提出して下さい。

※償却資産申告書などの様式は、京都地方税機構または市本

市税務課資産税担当（☎414-4503）

間税務課収納係（☎983-2481）

便利です！マイナンバーカード

コンビニで税の証明書が取得できます



マイナンバーカードを使って、税の証明書が全国のコンビニ等で取得できます。（マイナンバーカードとカード受領時に設定した4桁の暗証番号が必要です）。

取得できる証明書

カード所有者本人分の令和3年度所得証明書、課税（非課税）証明書

※確定申告等により所得に変更があった場合は、証明書への反映に時間がかかる場合があります。

▼サービスの利用時間

午前6時30分～午後11時（土・日・祝日含む）

※12月29日～1月3日とシステムメンテナンス日は利用不可。

▼納付済通知書について

国民健康保険料を口座振替または納付書により納入の人

全員に、所得税または市・府民税の申告に利用できる納付

書類を令和4年1月末に送付します。

間税務課市民税係（☎983-1113）

宇治税務署からのお知らせ

事業主の皆さんへ 消費税インボイス制度説明会を開催します

宇治税務署と公益社団法人宇治納税協会の共催で、令和5年10月から導入される消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の説明会を開催します。※参加無料。参加希望の人は電話で事前

に要予約。

※今後の新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、開催を中止または予約の申込状況等により、ご希望に添えない場合があります。

開催日	時 間	定 員	場 所	予約締切日
12月3日 (金)	午前10時～11時	各回とも 20人	宇治市大久保町 井ノ尻60-3 (宇治税務署別 館大会議室) ※駐車場台数に 限りがあるた め、ご来場の際 は公共交通機 関をご利用くだ さい。	電話で予約
	午後1時30分～2時30分			12月3日（金） 午後5時まで 電話で予約
12月10日 (金)	午前11時～正午			令和4年 1月7日（金） 午後5時まで 電話で予約
	午後2時30分～3時30分			
令和4年 1月14日 (金)	午前10時～11時			
	午後2時～3時			

■・間宇治税務署法人課税第1部門（☎0774-44-4452）

▼提出先
令和3年度申告分から提出先
が京都地方税機構に変わりまし
た。そのため、京都市を除く京
都府内全市町村と京都府では、
個人住民税の特別徴収を推進して
います

▼提出先
令和3年度申告分から提出先
が京都地方税機構に変わりまし
た。そのため、京都市を除く京
都府内全市町村と京都府では、
個人住民税の特別徴収を推進して
います

▼提出先
令和3年度申告分から提出先
が京都地方税機構に変わりまし
た。そのため、京都市を除く京
都府内全市町村と京都府では、
個人住民税の特別徴収を推進して
います

間京都地方税機構業務課償却資産税係（☎983-2480）